

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

1. 改正の内容

(1) 出産育児交付金の創設等に伴う規定の整備

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条の2第1項の新設により、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が地方公務員共済組合（以下「組合」という。）に対して交付する出産育児交付金をもって充てることとされた。
- 今般、改正法の施行に伴い、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」において主務省令に委任する事項について、所要の規定の整備を行う。
- また、改正法により国民健康保険法（昭和13年法律第60号）の経過措置である退職者給付拠出金制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 流行初期医療確保拠出金等の創設に伴う規定の整備

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による地共済法第113条第1項等の改正により、組合の経理単位において流行初期医療確保拠出金等を勘定科目に加える改正を行う。

(3) 電子資格確認の機能拡大に伴う規定の整備

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部が施行されたことに伴い、同法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）において、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書の利用が開始されたことを踏まえ、所要の規定の整備を行う。
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第148号）による健保規則の改正により、組合員であることの確認を受ける方法として、訪問診療等を受ける場合の再照会機能を活用した方法が新たに位置づけられたことを踏まえ、所要の規定の整備を行う。

(4) 年金受給権者の氏名変更への対応

- 年金受給権者の利便性の向上を図るため、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）と同様に、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を受けられるときは、年金受給権者は氏名変更届を省略することができること等、所要の規定の整備を行う。

(5) 限度額適用認定証等の様式変更

- 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）（以下「本規程」という。）様式第25号に規定する限度額適用認定証（以下「限度額適用認定証」という。）等について、電子資格確認により資格確認を行う場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金等の額が免除される旨を明示する。

(6) 告知要求制限で列挙する法律名の変更等に伴うハネ改正

- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第35号）の施行に伴う法律名の変更及び条ずれ等、所要の規定の整備を行う。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和6年3月29日

施行日：令和6年4月1日